

滋賀労働局発表
令和6年6月27日

担
当

滋賀労働局労働基準部
健康安全課長 柘谷佳幸
地方産業安全専門官 小山哲平
電話：077-522-6650



滋賀労働局長が建設現場を安全パトロール ～ 7月20日から26日は建設業労働災害防止強化週間 ～

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）では、「全国安全週間（7月1日から7日）」及び「建設業労働災害防止強化週間」（7月20日から26日）に合わせて、作業現場の安全意識の高揚を図るため、建設工事現場に対して、安全パトロールを実施します。

ポイント

- 1 建設業労働災害防止強化週間中に、滋賀労働局長による現場の安全パトロールを実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけるとともに、現場での取組状況を視察します（参考資料1）。

実施日時：令和6年7月22日（月）午前10時から

対象現場：新名神高速道路 大戸川橋他2橋（PC上部工）工事

元請事業場：三井住友建設株式会社・川田建設株式会社・極東興和株式会社
特定建設工事共同企業体

当日の取材をお願いします

取材される場合は、前日午後5時までに
上記担当あてにご連絡をお願いします。



工事状況写真

- 2 令和5年（1～12月）における滋賀県内の建設業における労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症関係を除く）は、労働災害による休業4日以上死傷者数は122人と前年より減少したものの、死亡者数が3人と令和4年の2人から増加しました。
また、これらの労働災害の原因としては、「墜落・転落」によるものが最も高い割合を占めており、死亡災害の内2件、死傷災害の内38件（約31.1%）を占め、依然として高い水準で推移しています（参考資料2～5）。
- 3 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料6）。

資料 1

令和 6 年度滋賀労働局長現場パトロール実施要項

- 1 実施日 令和 6 年 7 月 22 日 (月) 10 時 00 分 ~ 11 時 45 分
- 2 事業場 特定元方事業者: 三井住友建設株式会社・川田建設株式会社
・極東興和株式会社 特定建設工事共同企業体
工事の名称: 新名神高速道路 大戸川橋他 2 橋 (P C 上部工) 工事
所在地: 滋賀県大津市牧 3 丁目 15
発注者: 西日本高速道路株式会社 関西支社
工期: 平成 31 年 2 月 21 日 ~ 令和 7 年 12 月 25 日
- 3 出席者 滋賀労働局 局長 他 計 4 名
大津労働基準監督署 署長 計 1 名
建設業労働災害防止協会滋賀県支部 調整中
発注者 (西日本高速道路株式会社 関西支社) 調整中
施工者 三井住友建設株式会社・川田建設株式会社 調整中
・極東興和株式会社 特定建設工事共同企業体
- 4 当日のスケジュール (予定)
9 : 1 5 庁舎出発
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0 滋賀労働局長から「開会の辞」
発注者、施工者及びパトロール員の紹介
工事概要及び安全衛生活動等の説明
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5 安全集会
1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 3 0 工事現場巡視
1 1 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5 パトロール出席者による「個別講評」「総括講評」
健康安全課長から「閉会の辞」
1 1 : 4 5 散会

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、前日 17 時までに担当者あてご連絡をいただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、下記事項にご注意願います。

雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。

工事現場内ではヘルメット着用をお願いします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等を説明いたしますので、遵守事項の徹底をお願いいたします。

【現場案内図】



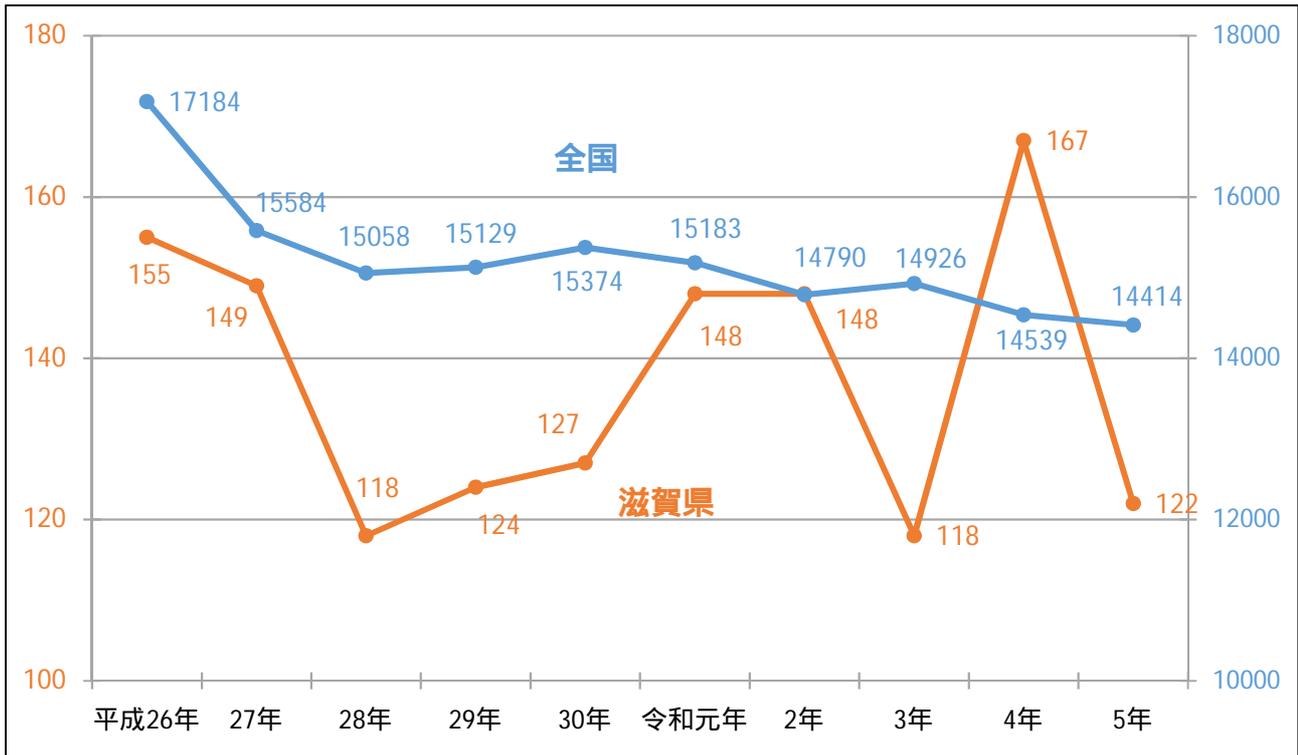
平野町
交差点

中野町南
交差点

現場事務所
(大津市牧3丁目15)

資料 2

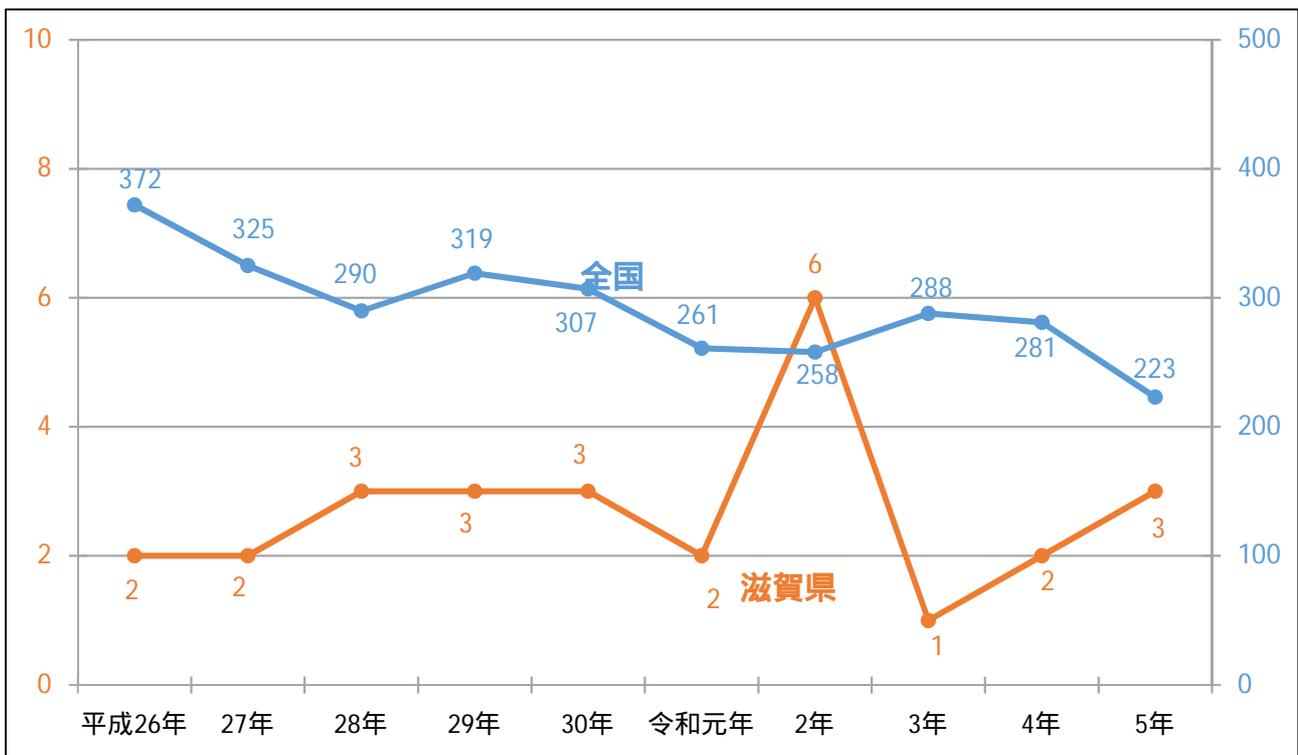
休業 4 日以上の死傷者数の推移（建設業 滋賀県、全国） （新型コロナウイルス感染症関係を除く）



- ◆ 令和 5 年における、滋賀県内の休業 4 日以上の死傷者数は、122人と前年に比べ45件の減少。
- ◆ 滋賀県内では、ここ数年死傷者数の減少傾向が弱まり、増減を繰り返している。

資料 3

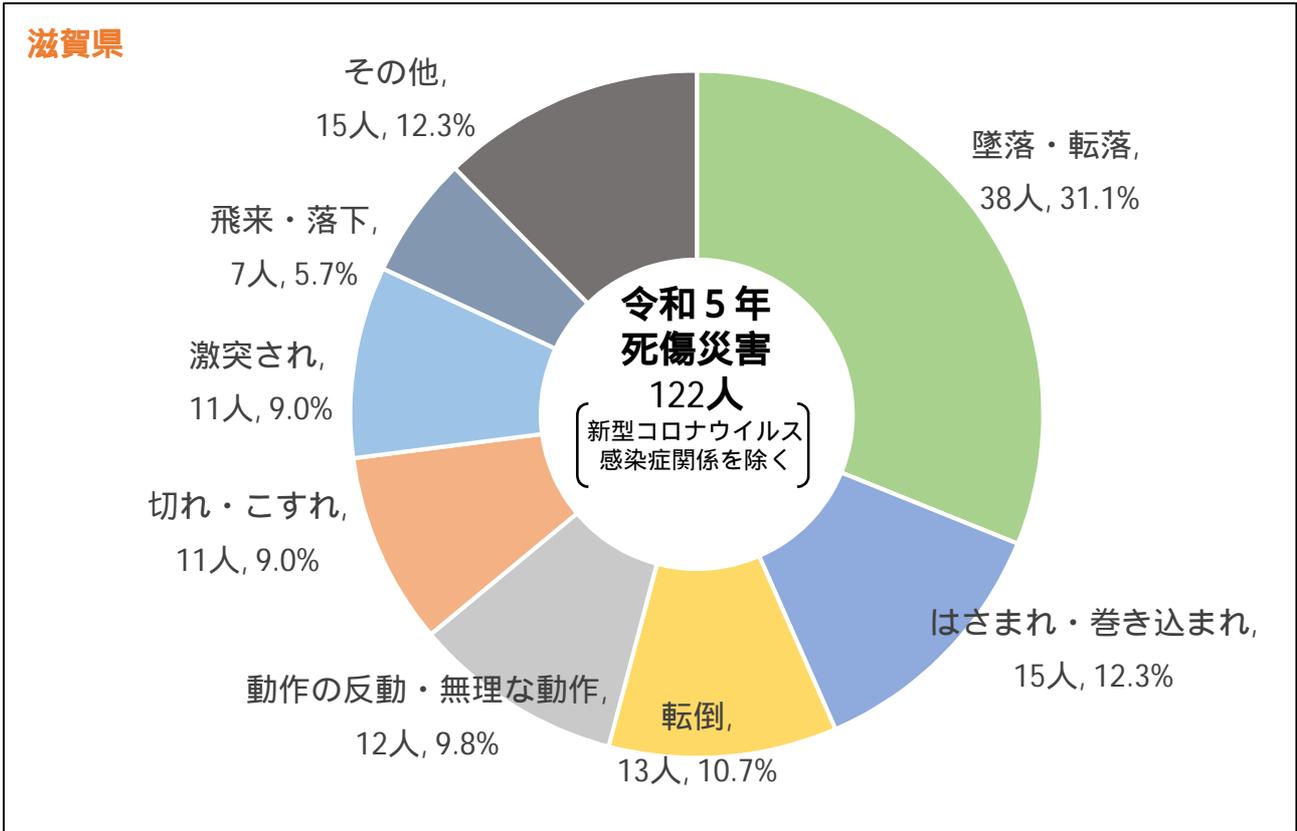
労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、全国、建設業）



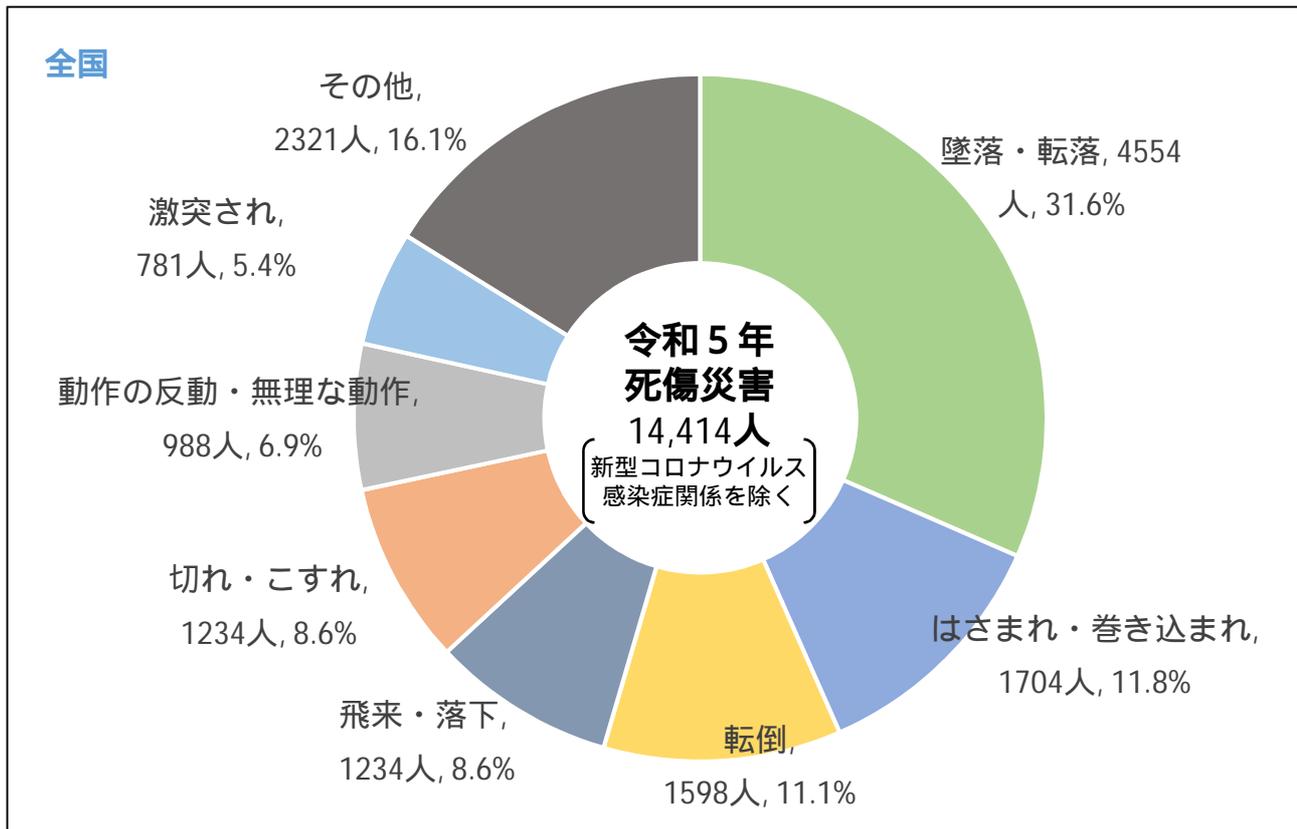
- ◆ 令和 5 年における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は 3 人で、前年から 1 人の増加。
- ◆ 令和 5 年の全国の死亡者の事故の型では、「墜落・転落」（86人、38.6%）が最多。
- ◆ 令和 5 年の滋賀県の死亡災害の事故の型は、「墜落・転落」が 2 件、「感電」が 1 件。

資料4

令和5年 事故の型別労働災害発生状況
(滋賀県、全国、建設業、休業4日以上之死傷災害)



令和5年の建設業における休業4日以上之死傷災害は、「墜落・転落」災害が依然として高く、特に滋賀県内では約3割を占める。



参考5

滋賀県の建設業にかかる死亡災害事例（概要）

令和5年

業種 (規模)	発生日 時間帯	事故の 型	被災者の 職種 年代	発 生 概 要
電気通信工 事業 (32名)	8月 3時頃	感電	電工 20代	鉄道の線路上に設置された電線を支持するビームの点検を行うため、移動はしごを上がっていた際に、加圧中の電線に触れ、感電したものの。
その他の建 築工事業 (2名)	11月 9時頃	墜落・ 転落	塗装工 40代	2階建て住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていた被災者が、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋根端部から6メートル下方のコンクリート地面に墜落したものの。
電気通信工 事業 (19名)	12月 9時頃	墜落・ 転落	作業者 40代	高さ35メートルの鉄塔の電線を張り替える作業現場において、鉄塔上での作業を終え昇降設備を使用して地上に降りる最中に、高さ約22メートルから地上へ墜落したものの。

令和4年

業種 (規模)	発生日 時間帯	事故の 型	被災者の 職種 年代	発 生 概 要
橋梁建設 工事業 (8名)	7月 13時頃	飛来・ 落下	作業者 10歳代	橋脚深礎工事において、地上から深さ約10メートルの深礎底部で落下した結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に結束線により仮止めしていたフープ筋（重量480kg）25組が頭上に落下し、窒息死したものの。
その他の 建築工事業 (1名)	12月 13時頃	墜落・ 転落	作業者 50代	鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下方のコンクリート上に墜落、意識不明の状態での病院に搬送され、令和5年1月に死亡したものの。現場に手すりや親綱等は設置されておらず、屋根上での作業中に屋根端部から墜落したものと推定される。

令和3年

業種 (規模)	発生日 時間帯	事故の 型	被災者の 職種 年代	発 生 概 要
河川土木 工事 (2名)	3月 11時頃	墜落・ 転落	車両系建 設機械運 転者 50歳代	被災者は、河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになり、死亡したものの。



建設業安全衛生大会

会場：
びわ湖大津プリンスホテル
日時：
7 月 17 日(水) 午後 1 時 30 分

主催・主催／建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
主 場／滋賀労働局
後 援／滋賀県
一般社団法人 滋賀県建設業協会
公益社団法人 滋賀県建設産業団体連合会
専門工事業者団体

建設業安全衛生大会実行委員会

1 趣 旨

令和 5 年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、休業 4 日以上
の死傷災害（新型コロナウイルス感染症関
係を除く）こそ前年比から 45 人減少の
122 人となったものの、死亡災害は前年
と比べて 1 人増加の 3 人と、2 年連続で
増加するという結果となった。

これらの災害の内訳を見ると、死亡災
害のうち 2 人は「墜落・転落」災害によ
るものであり、さらに、休業 4 日以上
の死傷災害全体においても「墜落・転落」
災害は約 31% と依然として高い水準で推
移している。

また、改正労働安全衛生法の施行によ
り、令和 5 年 10 月 1 日に足場の点検時の
点検者の指名義務付け及び足場の点検後
に記録すべき事項への点検者の氏名追加
が、また、令和 6 年 4 月 1 日に一側足場
の使用範囲の明確化が、それぞれ新たに
義務付けられたことから、これらの順守
も含めて「墜落・転落」災害への対策に
ついては、より一層取組みを強化する必
要がある。

滋賀労働局においては、令和 5 年度か
ら令和 9 年度までの 5 年間で計画期間と
する第 14 次労働災害防止推進計画を策定
し、建設業においては、墜落・転落災害
防止に関するリスクアセスメントに取り
組む事業場の割合を 85% 以上にするとい
うアウトプット指標、及び、死亡者数ゼ
ロとするというアウトカム指標を掲げて
いるが、本年度はその 2 年目を迎える中
で、各種取組みをより推進していく必要
がある。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者課せられていることを経営トップ
自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を
活性化させる機運を醸成する必要があり、各事業場で 1 人の被災者も出さないという基本理念の下、
日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ 災滋賀」と
「命綱 GO (いのちつなごう)」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」とい
う。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、
労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛
生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和 6 年 7 月 20 日（土）から令和 6 年 7 月 26 日（金）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7 月 1 日（月）から 7 月 19 日（金）までを準備期間とし、7 月
27 日（土）から 7 月 31 日（水）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全
（令和 6 年度全国安全週間スローガン）

4 主唱者

滋賀労働局
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協力者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実施者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価